

[原発](#)][[法律](#)]原子力損害の賠償に関する[法律](#)

第二章 [原子力損害賠償責任](#)

([無過失責任](#)、[責任](#)の集中等)

[第三条](#) [原子炉](#)の運転等の際、当該[原子炉](#)の運転等により
[原子力](#)損害を与えた[とき](#)は、当該[原子炉](#)の運転等に係る[原](#)
[子力](#)事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、
その損害が異常に巨大な[天災](#)地変又は[社会的](#)動乱によつて
生じたもの[であるとき](#)は、この限りでない。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0147.html>

<http://anond.hatelabo.jp/20110320090725>